

役員等旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会（以下「本会」という。）の会務のため出張する本会の役員、委員及び顧問、監事（以下「役員等」という。）に支給する旅費に関する事項について定めることを目的とする。

(旅費の支給)

第2条 本会の役員等が本会の会務のため出張する場合には、この規程の定めるところにより旅費を支給する。ただし、役員等が理事会及び各委員会の会議並びに監査に出席する場合についてはこれを支給しない。

(出張命令)

第3条 本会の役員等（監事を除く。）が出張する場合の、出張命令者は会長とする。
2 監事が監査のため出張する場合には、会長に対し通知するものとする。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、車賃、航空賃、船賃、宿泊料及び日当とする。

(割引制度の活用)

第5条 出張においては、割引制度による料金の最大限の活用を図るものとする。
2 航空券は割引航空運賃による支払いを原則とする。
3 宿泊を伴う出張の場合は、鉄道賃、航空賃に宿泊費を含む割引料金の支払いを原則とする。
4 第2項及び第3項の支払いは、出張者からの現に支払った額の申請によるものとする。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、事務所の所在地又は勤務地の最寄駅から用務地の最寄駅までの往復について、最も経済的な通常の経路及び方法によって計算する。ただし、会務の必要上、又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路及び方法によって出張し難い場合には、実際の経路及び方法によって計算する。
2 前項本文の規定の適用上、航空機を利用することが最も経済的な方法である場合及び会務の都合上やむを得ない事由がある場合には、航空機を利用させることができる。

(鉄道賃及び車賃)

第7条 鉄道賃は、現に支払った運賃及び急行料金（特別急行料金を含む）とする。ただ

- し、仙台市内の運賃はこれを支給しない
- 2 新幹線の通っている区間は片道100キロメートル以上の都市について新幹線料金を支給する。
 - 3 本会は役員等に対し、グリーン料金を支払わないものとする。
 - 4 自家用車を使用の場合は、次により支給する。
 - (1) 車賃の額は、1キロメートルにつき32円とする。
 - (2) 車賃は、全路程を通算して計算する。
 - (3) 前号の規定により、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(航空賃)

第8条 航空賃は、現に支払った運賃とする。

(船賃)

第9条 船賃は、運賃及び寝台料金とする。

- 2 本会は役員等に対し、特別船室料金を支払わないものとする。

(近距離出張の特例)

第10条 役員等が他団体等の用務で仙台市内を出張する場合は、日当のみを支給する。

(宿泊料)

第11条 宿泊料は、出張中の夜数に応じて、一夜当たりの定額により支給するものとし、その額は、別表1のとおりとする。

(日当)

第12条 日当は、出張中の日数に応じて一日当たりの定額により支給するものとし、その額は別表2のとおりとする。

(旅費の支払)

第13条 旅費は、特別の事情がある場合を除き、出張の都度支払うものとする。

(旅費の調整)

第14条 会長は、特別の事情があると認めた場合には、前条までの規定にかかわらず旅費の調整をすることができる。

(外国出張)

第15条 外国出張をする場合の旅費については、これを別に定める。

(適用除外)

第16条 役員等が本会主催の不動産無料相談会の相談員として出張する場合の旅費については、この規程は、これを適用しないものとする。

(補 則)

第17条 この規程の施行に必要な事項及び手続きについては、会長が別に定めるところによる。

附 則

この規程は、本会の設立の日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日 一部改正)

この規程は、平成28年4月1日からこれを施行する。

附 則 (平成28年9月1日 一部改正)

この規程は、平成28年9月1日からこれを施行する。

別表1 (案) 宿泊料

単位：円

支 給 額			
区 分	宿泊料 (一夜につき)		
	東京都	政令指定都市	その他の地域
会 長	13,000	10,000	9,000
副会長			
理 事			
委員長			
委 員			
顧 問			
監 事			

別表2 (案) 日 当

単位：円

支 給 額		
区 分	日当 (一日につき)	
	100km 未満	100km 以上
会 長	3,000	10,000
副会長		
理 事		
委員長		
委 員		
監 事		
顧 問	<u>5,000</u>	